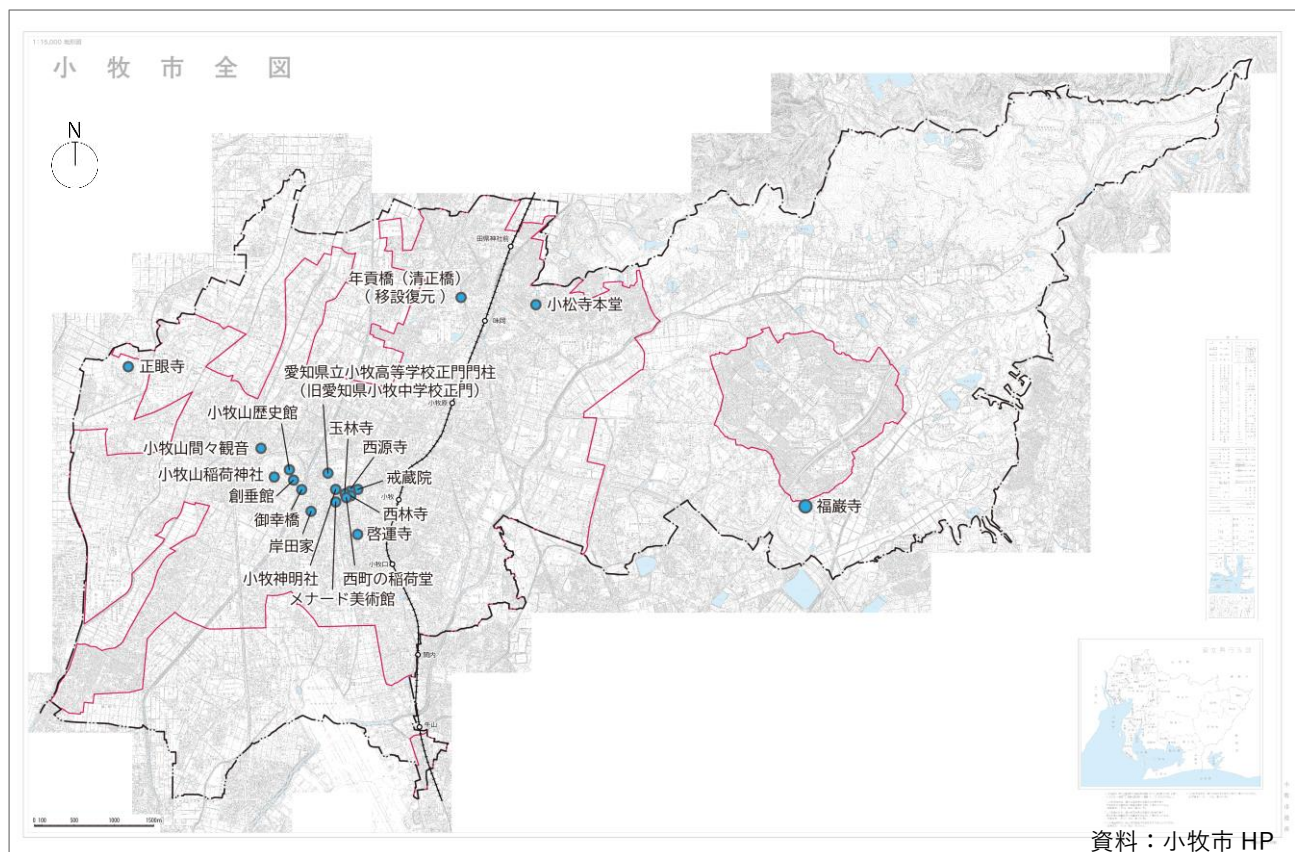


景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針策定に向けた基礎資料

◆小牧市にある主要建造物

名称	写真	所在地	摘要
小松寺本堂		小松寺三丁目 15	小牧市指定有形文化財建造物 (昭和 53 年 3 月 25 日指定)
岸田家		小牧四丁目 827	小牧市指定有形民俗文化財 (昭和 63 年 3 月 23 日指定)
年貢橋（清正橋） （移設復元）		岩崎字本田 （本田公園内）	その他の文化財
福厳寺		大草 5229	その他の文化財
正眼寺		三ツ淵 29	その他の文化財
愛知県立小牧高等学校正門門柱 （旧愛知県小牧中学校正門）		小牧一丁目 321	国指定登録有形文化財（建造物） （平成 29 年 6 月 28 日登録）
小牧山稲荷神社		堀の内一丁目	資料：「小牧山周辺の歴史文化に 関する調査」
創垂館		堀の内一丁目 2	資料：「小牧山周辺の歴史文化に 関する調査」
小牧山歴史館		堀の内一丁目 1	資料：「小牧山周辺の歴史文化に 関する調査」
戒蔵院		小牧三丁目 143	資料：「小牧山周辺の歴史文化に 関する調査」
西源寺		小牧三丁目 102	資料：「小牧山周辺の歴史文化に 関する調査」
玉林寺		小牧五丁目 162	資料：「小牧山周辺の歴史文化に 関する調査」

名称	写真	所在地	摘要
西林寺		小牧四丁目 2	資料：「小牧山周辺の歴史文化に関する調査」
西町の稲荷堂		小牧四丁目 3	資料：「小牧山周辺の歴史文化に関する調査」
啓運寺		小牧四丁目 4 - 856	資料：「小牧山周辺の歴史文化に関する調査」
小牧山間々観音		間々本町 152	資料：「小牧山周辺の歴史文化に関する調査」
メナード美術館		小牧五丁目 250	資料：「小牧山周辺の歴史文化に関する調査」
御幸橋		堀の内一丁目	資料：「小牧山周辺の歴史文化に関する調査」
小牧神明社		小牧五丁目 153	資料：「小牧山周辺の歴史文化に関する調査」



【景観重要建造物の指定基準事例】

①豊田市

- ①登録有形文化財※¹に登録されている建造物
- ②地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ③形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物
- ④地域の良好な景観形成の規範となる建造物
- ⑤市民に親しまれ、愛されている建造物

※ 1：登録有形文化財（建造物の登録基準）

建築物、土木工作物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第 98 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後 50 年を経過し、かつ次の①～③のいずれかに該当するもの。

- ①国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ②造形の規範となっているもの
- ③再現することが容易でないもの

なお市内には、平成 30 年 3 月 1 日現在、19 件の建造物が登録(国)されています。

②犬山市

- ①登録有形文化財※¹に登録されている建造物
- ②地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ③形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物
- ④地域の良好な景観形成の規範となる建造物
- ⑤市民に親しまれ、愛されている建造物

※1：登録有形文化財（建造物の登録基準）

築後 50 年を経過している建物で、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たすものが対象。

- (1)国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2)造形の規範となっているもの
- (3)再現することが容易でないもの

なお、令和 4 年 12 月 3 日現在で、市内には 32 カ所 151 件(うち、博物館明治村内 57 件)の建造物が登録されています。



現在、登録有形文化財となっているもの（左から、本町・咸英の車山蔵、旧磯部邸、旧奥村邸）

③半田市

- 登録有形文化財に登録されている建造物
- 市指定文化財に指定されている建造物
- 地域の歴史や文化が形態・意匠に色濃く表れている建造物
- 地域の景観上のシンボルとなっている建造物
- 市民に親しまれ、愛されている建造物

④岡崎市

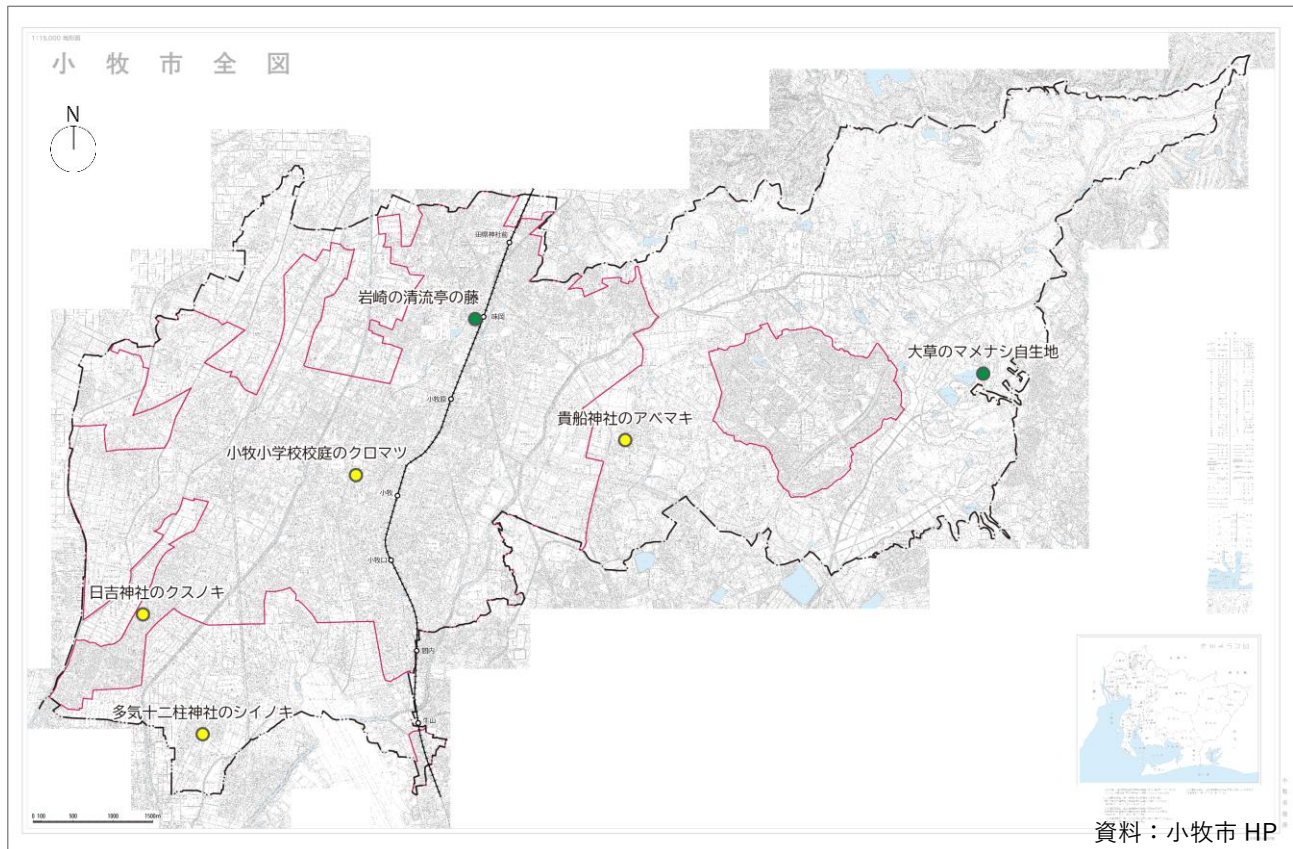
(1) 以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

- | | |
|--------------------|---|
| ○地域の拠点や
象徴であるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・人々が集まる地域の拠点として長年にわたり親しまれてきたもの ・芸術・文化等で取り上げられたもの、あるいは歴史上の著名人との関わり等のいわれがあり地域で親しまれているもの ・本市の象徴である岡崎城の建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園等 |
| ○地域の歴史を
伝えるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・商家や蔵、社寺など、城下町や宿場町、門前町としての歴史を物語る伝統的な建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園等 ・伝統的な地場産業を今に伝える建造物とそれらと一体となって景観を形成している煙突や塀、敷石等 ・本市の近代における発展を物語る洋風建築等の建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石等 ・農家住宅や蔵、茅葺の屋根など、本市の山村集落、田園集落における暮らしに根ざした伝統的建造物とそれらと一体となった景観を構成している石垣や水路、塀等 ・現代の社会において再現することが容易でないもの ・登録有形文化財に登録されているもの |
| ○景観上の役割
が高いもの | <ul style="list-style-type: none"> ・まちかどやアイストップに位置するなど、地区レベルの景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの ・形態意匠に一定の様式美があり、地域の景観上のシンボルとして愛され親しまれているもの ・地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く現れており、地域の良好な景観形成の模範となるもの ・優れた建築デザインにより、地域の良好な景観の形成に寄与するもの |

(2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

◆小牧市にある文化財の樹木

指定	名称	写真	分類	指定日	所在地	摘要
愛知県	岩崎清流亭の藤		天然 記念物	昭和 36 年 3 月 30 日	大字岩崎 148	
愛知県	大草の マメナシ自生地		天然 記念物	平成 23 年 8 月 26 日	大字大草字太良 1 番地の一部外	保存活用計画書 (令和 3 年)
小牧市	日吉神社の クスノキ		天然 記念物	昭和 53 年 3 月 25 日	小木五丁目 39 日吉神社	
小牧市	小牧小学校校庭の クロマツ		天然 記念物	平成 10 年 3 月 27 日	小牧三丁目 1 小牧小学校	
小牧市	多気十二柱神社の シイノキ		天然 記念物	平成 11 年 4 月 23 日	多気中町 232 十二柱神社	
小牧市	貴船神社の アベマキ		天然 記念物	平成 22 年 3 月 29 日	大字上末 2993 番地	



【景観重要樹木の指定基準事例】

①豊田市

- ①「豊田の名木」※¹に指定されているもののうち、樹木であるもの
- ②樹高が高い、又は樹形が特徴的で、地域のシンボリックな存在となっているもの
- ③昔からの言伝えがあるなど、地域の歴史・文化・暮らしなどに密接に関わりがあるもの

※1：豊田の名木

「豊田の名木」とは、美観上優れた樹木や歴史的由緒のある森、鎮守の森、社寺の叢林、地域のシンボルツリーなどの貴重な樹木や森を末永く後世に伝えていくことを目的に、「豊田市名木指定事務取扱要綱」により、定められた以下に示す①～⑥に該当する樹木あるいは樹林。

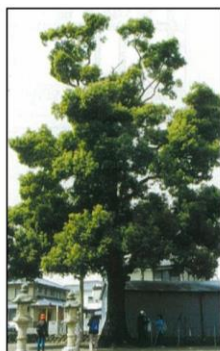
- ①地上 1.5m の高さにおいて幹の周囲が 1.5m 以上であること
- ②高さ 15m 以上であること
- ③株立した樹木で、高さが 3m 以上であること
- ④はん登性樹木（藤などの樹木）で、枝葉の面積が 30 m² 以上であること
- ⑤優れた美観のある樹木、貴重な樹木などであること
- ⑥集団に属する樹木で、かつその集団が前号に該当すること

なお市内には、平成 29 年 4 月 1 日現在、255 件の樹木及び樹林が指定されています。このうち樹木は 215 本（樹林は 40 件）が指定されています。

②犬山市

- ①樹高や樹形が地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- ②昔からの伝承などがあり、地域の歴史的・文化的な遺産としての価値があるもの

※犬山市エコアップリーダー「巨樹巨木調査グループ」が、市内の巨樹・古木を調査し、厳選した 50 本の紹介をしている「犬山市の巨樹・古木 50 選」がある。



愛宕神社のクス



専念寺の大楠



妙感寺のヒガンザクラ

③半田市

- 市指定保存樹木又は保存樹林に指定されている樹木
- 地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与している樹木
- 地域の歴史的・文化的な遺産としての価値がある樹木

④岡崎市

(1) 以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

- | | |
|--------------------|---|
| ○地域の拠点や
象徴であるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・人々が集まる地域の拠点に位置し長年にわたり親しまれてきたもの ・芸術・文化等で取り上げられたもの、あるいは歴史上の著名人との関わり等のいわれがあり地域で親しまれているもの ・昔からその樹木に関する伝承があり、地域の遺産としての価値があるもの |
| ○地域の歴史を
伝えるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・樹齢を重ねた巨樹や古木 ・昔からの言い伝えがあるなど地域の歴史文化やくらしと密接な関わりがあるもの ・屋敷林など、伝統的な集落景観を構成する要素となっているもの ・まつ並木など、宿場町の面影を伝える要素となっているもの ・社寺林や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められるもの |
| ○景観上の役割
が高いもの | <ul style="list-style-type: none"> ・樹高や特徴的な樹形等が地域のシンボルとなり、市民や来訪者に親しまれ、周辺景観の核となっているもの ・桜並木など、道路や河川と一体となって良好な景観を形成するもの ・良好な景観形成に取り組む上で、重要な位置にあるもの |

(2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

※文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定された建造物若しくは樹木は、法により厳しい現状変更の規制が課せられるとともに、修理や買取等の国庫補助があることから、景観法に基づく指定の実益が生じないため、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定できないことになっています。

※景観重要樹木は樹木単体を指定するものであり、樹林地等の指定はできません。

7 景観重要建造物等の指定等の件数

景観重要建造物の指定件数のうち、愛知県内で最も多いのは名古屋市でした。次いで岡崎市、瀬戸市と続きます。

一方、景観重要樹木の指定件数は犬山市が最も多いものの4件、その他半田市、豊橋市、みよし市のみです。

2023(令和5)年3月31日時点

市町村名		景観重要建造物（法第19条第1項）の指定		景観重要樹木（法第28条第1項）の指定	
1	名古屋市	17件	・洋館 ・旧商家 ・教会 ・旧ポンプ所 ・旧配水場 ・橋 ・公会堂 ・噴水塔 ・普選壇 ・荘門 ・樋門 ・寺院		
2	豊橋市	4件	・公会堂 ・本陣 ・旧旅籠屋 ・旧商家	1件	・神社
3	岡崎市	12件	・城 ・配水場 ・味噌蔵 ・住宅 ・寺院 ・教会 ・資料館		
4	一宮市				
5	瀬戸市	10件	・寺院 ・土留 ・資料館 ・茶室 ・煙突 ・登窯		
6	半田市	8件	・赤レンガ建物 ・旧呉服店 ・料亭 ・聖堂	3件	・神社 ・寺院
7	碧南市				
8	豊田市				
9	蒲郡市	2件	・ホテル ・橋		
10	犬山市	5件	・車山蔵	4件	・まちづくり拠点施設（市） ・公民館（市） ・小学校 ・寺院
11	常滑市				
12	みよし市			2件	・公園 ・小学校
13	長久手市				
14	東浦町				

5 その他の規制等の状況

(1) 景観に関する他の規制等

- ・2023(令和5)年3月31日時点で、愛知県内には、景観地区（法第61条第1項）、準景観地区（法第74条第1項）の指定はありません。

愛知県HPに加筆